

令和6年度柴田町議会6月会議会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長補佐	デア真理	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	佐藤潤 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議会事務局長	大山 薫
次 長	高木信孝
主 幹	今野裕介
主 事	佐藤麻美

議 事 日 程 (第1号)

令和6年6月10日(月曜日) 午前9時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(令和5年度柴田町一般会計補正予算)

第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

第 6 報告第 3号 専決処分の報告について(令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

- 第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について（令和 5 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について（柴田町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 10 報告第 7 号 専決処分の報告について（柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 11 報告第 8 号 専決処分の報告について（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 12 報告第 9 号 令和 5 年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 報告第 10 号 令和 5 年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 14 報告第 11 号 令和 5 年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 15 議案第 1 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 16 議案第 2 号 柴田町総合体育館条例
- 第 17 議案第 3 号 柴田町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 4 号 柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 5 号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 6 号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 7 号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）
- 第 22 議案第 8 号 和解について
- 第 23 議案第 9 号 令和 6 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 24 議案第 10 号 令和 6 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 25 議案第 11 号 令和 6 年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和6年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において13番大坂三男君、14番佐々木裕子君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月14日までの5日間、うち6月13日を議案調査のため休会とし、実質4日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は本日から6月14日までの5日間、うち6月13日を議案調査のため休会とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の開催期間は本日から6月14日までの5日間、うち6月13日を議案調査のため休会とすることと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 6月会議の開催、よろしく願いたいと思います。

報告事項は3件でございます。

まず1点目。令和6年能登半島地震に係る人的支援について申し上げます。

まず、令和6年1月1日に発生し、甚大な被害をもたらした能登半島地震について、被害に遭われた方々に改めて心よりお見舞いを申し上げます。

本町といたしましては、この能登半島地震に係る人的支援として、これまでに4人の職員を石川県内の被災自治体へ派遣いたしました。

支援の内容といたしましては、3月26日から4月3日までの9日間、避難所運営支援として宮城県の対口支援先となっている石川県能登町に、4月21日から4月27日までの7日間、環境省からの要請による家屋等の公費解体申請業務支援として石川県志賀町にそれぞれ2人の職員を派遣いたしました。

帰庁後、4人からは、被災地の復興作業が進まず町の現状が地震発生当時のままであることや長引く避難生活で疲弊している住民が多かったことなどの報告を受けました。

今も余震が続く被災地で、被災者のために尽力してきた職員の心意気を誇らしく思うとともに、この貴重な経験をこれからの柴田町の災害対応にぜひとも生かしてほしいと期待しているところでございます。

なお、今後も関係機関から派遣要請があった場合は、できる限り協力してまいります。

以上報告といたします。

2点目。2024しばた桜まつりについて申し上げます。

今年も多くの町民や関係機関から成る実行委員会を組織し、2024しばた桜まつりを開催いたしました。

今年の桜まつりは当初、3月29日から4月11日までの14日間の予定でスタートしましたが、桜の開花が予想から遅れ、4月4日となり、4月11日ようやく満開を迎えたことから、開催期間を4月14日までの3日間延長し、計17日間の開催となりました。桜まつり終了後もまだ花びらが残っていることや天気にも恵まれたことから来場者が絶えず、観光バス等の受入対応を

4月19日まで継続して行いました。

出店の関係では、出店者の募集を今回初めて公募により、三ノ丸広場の露店コーナーのほか、しばた千桜橋下でのさくらマルシェでは、町内5つの事業者とキッチンカー2店舗が出店しました。

おもてなし対応では、さくらの里の隣の総合案内本部に今回初めて授乳やおむつ交換スペースを兼ねた救護所を設置しました。4月6日には放課後英語楽交で英語を学んだ町内の小中学生の児童生徒53人が、ジュニアおもてなしボランティアとして外国人観光客に対し、英語で桜の紹介などを行いました。

情報発信では、今年3月22日にフジテレビ系列の朝の情報番組めざましテレビの中で、鉄道で楽しむ桜スポット全国トップ5で、蔵王を背景とした一目千本桜と鉄道の風景が見事、全国1位の評価を受け全国ネットで紹介されました。

訪日外国人観光客は、前年度に再開した海外プロモーション活動の成果もあり、貸切りバスによる団体客が一気に増加するとともに、タイや台湾、香港などのアジア圏を中心に、アメリカやフランス、スペインなどの欧米圏やブラジルなどの南米圏のほか、世界各国から観光客が訪れました。

こうした取組が功を奏し、今年の桜まつり期間中の観光客数は26万人となり、昨年の実績から3万人、13%の増加となりました。

また、スロープカーやさくらの里、さくらマルシェなどの売上げと桜まつり協力金などの収入を合わせると約5,700万円となり、昨年の実績から約1,400万円、33%の増加と大きく売上げを伸ばす結果となりました。

最後に、来年も美しい桜をはじめ、季節の花々が咲き誇り、国内外から多くの観光客のお迎えができることを祈念して報告いたします。

3点目。農林系廃棄物の焼却処理の終了について申し上げます。

令和元年5月15日から仙南クリーンセンターにおいて、受入れと同時に焼却を開始した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下となった仙南2市7町地域の農林業系廃棄物については、令和6年5月16日にその全ての焼却処理が終了いたしました。

焼却された農林系廃棄物については、柴田町からの排出はなく、主に白石市、角田市、蔵王町、川崎町、丸森町、七ヶ宿町において東日本大震災後に保管されていた堆肥、ほだ木、牧草等で、その処理は当初の計画より2,435.94トン少ない4,797.16トンでありました。

農林業系廃棄物の焼却処理に関しましては、多くのご意見をいただきましたが、空間線量や排出ガスを、固化灰、スラグに含まれる放射性セシウム濃度等の各種測定結果も全ての項目で基準値以下となり、無事に終了いたしましたことをお伝えし、議員各位のご支援とご協力に感謝申し上げます。

以上でございます。

計画数が4,797.16トン、「16（じゅうろく）トン」と読んでしまいました。「16（いちろく）トン」に直させていただきます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度柴田町一般会計補正予算）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告についてから日程第7、報告第4号専決処分の報告についてまで、以上4件について一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第4号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る報告第1号令和5年度柴田町一般会計補正予算は、歳入では、地方交付金、国県支出金などが確定し、歳出では、特別会計繰出金の確定をはじめ、総務費、民生費、衛生費、教育費など各予算科目における事務事業費の精算によるものです。あわせて、繰

越明許費、債務負担行為、地方債の変更等を行います。歳入歳出とも6億7,417万3,000円を減額し、補正後の予算総額は150億8,289万3,000円となります。

報告第2号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入では、国県支出金、繰入金などの額が確定し、歳出では、保険給付費、保健事業費などの確定によるものです。歳入歳出とも5,106万4,000円を減額し、補正後の予算総額は38億2,369万5,000円となります。

報告第3号令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算は、歳入では、国県支出金、繰入金などの額が確定し、歳出では、保険給付費、地域支援事業などの確定によるものです。歳入歳出とも739万5,000円を減額し、補正後の予算総額は32億5,121万9,000円となります。

報告第4号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算は、保険料などの確定によるものです。歳入歳出とも1,302万6,000円を減額し、補正後の予算総額は4億8,496万1,000円となります。

以上、各種会計につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、報告第1号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

報告書5ページをお開きください。

専決処分書のとおり、令和5年度柴田町一般会計補正予算につきまして令和6年3月29日付で専決処分したものです。

7ページをお開きください。

町長が報告理由として申し上げました歳入歳出予算の減額をはじめ、繰越明許費の変更、債務負担行為の変更及び廃止並びに地方債の変更について補正予算を編成したものです。

14ページをお開きください。

第2表は繰越明許費の変更を行うものです。

2款総務費から10款教育費までの5つの事業につきまして、その事業費の精査及び事業の一部が完了したことから金額を減額しております。

次のページ、15ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の変更及び廃止を行うものです。

変更については、記載しました13件の事項について、事業費の確定に伴い限度額を減額する

ものです。

次に、廃止です。観光地等整備事業委託料については、その事業委託の開始時期を令和6年4月下旬からと見直したことから、令和5年度内に委託契約を締結する必要がなくなったことから廃止するものです。

次のページ、16ページをお開きください。

第4表は地方債の変更を行うもので、記載しました5つの事業費について、事業費の確定に伴い限度額を減額するものです。

19ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明をいたします。

歳入予算の各項目について、交付額が確定したことなどから補正計上しております。

21ページをお開きください。

11款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金31万8,000円について、新規で計上しております。これは、コロナ禍における経済状況の悪化により影響を受けた中小事業者等の固定資産税の軽減措置による本町の減収分について国から補填されたものです。

次に、12款1項1目地方交付税2,678万6,000円の増は、主に特別交付税の交付額確定によるものです。

23ページをお開きください。

16款1項1目民生費国庫負担金588万6,000円の減は、主に、5節児童福祉費負担金の施設等利用給付交付金の減額によるものです。

次の表です。同じく2項1目総務費国庫補助金7,624万6,000円の増ですが、主に3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,117万6,000円の増額と、次のページ、24ページをお開きください。一番上に記載しております5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,677万円の増額によるものです。それぞれの交付金は、令和5年度の補正予算においてお認めいただきましたが、国からの実交付額は全体所要経費の約8割までとされていました。残りの約2割分について、年度内に交付されたものです。

続いて、3目衛生費国庫補助金493万2,000円の増は、主に6節保健衛生費補助金405万1,000円の増額によるものです。

次のページ、25ページをお開きください。

17款1項1目民生費県負担金2,547万5,000円の減は、主に6節児童福祉費負担金2,572万

6,000円の減額によるものです。

27ページをお開きください。

19款1項1目民生費寄附金20万円の増は、町外の企業1社からのもので、西船迫保育所の調理器具の殺菌保管機の購入費用に充当しております。同じく2項ふるさと応援寄附金2億4,782万8,000円の減ですが、ふるさと柴田応援寄附金の大幅な減額によるものです。

続いて20款1項2目基金繰入金4億9,967万7,000円の減は、今回の補正予算の歳入歳出見込みから一般財源で対応できることや充当事業の精算により、過充当となる額について基金に組み戻すものです。これにより、補正予算専決処分後の令和5年度末の財政調整基金の残高は約16億300万円となります。同じくふるさと柴田応援基金の残高は約9億2,500万円となります。また、スポーツ振興基金の残高は約7億1,300万円となります。なお、ふるさと柴田応援基金繰入金の減額補正によりまして、関係支出科目の財源更正を行っております。

28ページをお開きください。

22款4項2目5節雑入、説明欄の上から8行目、公益財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金として362万5,000円を計上しておりますが、これは歳出の9款消防費に充当しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

歳出ですが、年度末の補正となることから、ほとんどが事業費の確定による減額補正です。主なものについて説明をいたします。

32ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費2億5,196万7,000円を減額しております。右側の説明欄の事業内訳をご覧ください。主にふるさと柴田応援推進事業2億4,865万2,000円を減額しているためです。ふるさと応援寄附金の受入額減少に伴う返礼品等の報償費、寄附業務委託料等の減額となります。

34ページをお開きください。

12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1,437万4,000円を減額しておりますが、事業費の確定によるもので財源内訳をご覧ください。歳入でご説明しましたとおり、国庫支出金の交付がありましたので一般財源を減額しております。

次のページ、35ページをお開きください。

13目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費も1,725万8,000円の減ですが、前のペ

ーの12目の予算と同様に財源更正を行っております。

39ページをお開きください。

3款1項3目障害者支援事業費3,150万5,000円を減額しております。主に障害者総合支援事業として障害福祉サービス給付費等の減額によるものです。

44ページをお開きください。

8目施設給付費4,106万7,000円の減は、施設等利用給付費等の減額によるものです。

46ページをお開きください。

4款1項6目保健指導費2,730万7,000円の減は、主に母子保健指導事業に要する費用の減額によるものです。

次のページ、47ページをお開きください。

同じく7項予防費4,998万8,000円の減は、主に予防接種事業に要する費用の減額によるものです。

53ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費1,933万5,000円の減は、主に雨水対策事業に要した費用の減額によるものです。

59ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費1,877万4,000円の減は、主に各小学校の一般管理事業に要した費用の減額によるものです。

次のページ、60ページをお開きください。

10款3項1目中学校管理費1,579万6,000円の減は、主に各中学校の一般管理事業に要した費用の減額によるものです。

66ページ以降の給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回、人件費及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第2号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、報告第2号専決処分の報告について、詳細説明をいたします。

報告書75ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は、令和6年3月29日になります。

77ページをお開きください。

令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,106万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億2,369万5,000円とするものです。

続きまして、82ページをお開きください。

歳入です。主に国民健康保険税の収入実績と国庫支出金の交付額決定に伴う補正となります。主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2,572万円の増と、2目退職被保険者等国民健康保険税13万2,000円の増で、合計2,585万2,000円の増額補正となります。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

83ページになります。

3款1項1目災害臨時特例補助金13万1,000円の増につきましては、原発避難者の一部負担金免除及び国民健康保険税の減免に対する国庫補助金の交付決定によるものです。

4款1項1目保険給付費等交付金2,964万2,000円の減ですが、1節の普通交付金、2節の特別交付金、それぞれの交付決定による補正となります。

6款1項1目一般会計繰入金1,319万6,000円の減ですが、これは一般会計からの繰入金で、それぞれの事業確定による減額補正となります。

84ページになります。

6款2項1目財政調整基金繰入金4,168万6,000円の減ですが、これは歳入の国民健康保険税の収入実績や国庫支出金及び県支出金、歳出の保険給付費などが確定したことから、基金繰入金を繰り戻すものです。この結果、国保財政調整基金の残高は4億2,997万9,172円となっております。

85ページになります。

歳出です。事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明いたします。

まず、1款1項総務管理費から、86ページの3項運営協議会費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額補正となります。

2款1項療養諸費から、87ページの2款2項高額療養費につきましては、保険給付費の確定による減額するものです。

88ページをお開きください。

2款4項1目出産育児一時金516万円の減、5項1目葬祭費75万円の減については、いずれも実績による減額補正となります。

89ページになります。

3 款国民健康保険事業費納付金の確保については、歳入の国保税の収入実績及び県支出金特別交付金の確定により、国保財政調整基金等との財源の組替えを行ったものです。

90ページになります。

5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費459万7,000円の減ですが、実績による減額補正となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第3号について、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） それでは、報告第3号専決処分の報告について、詳細説明をさせていただきます。

95ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分日は令和6年3月29日になります。

97ページをお開きください。

令和5年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ739万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,121万9,000円とするものです。

101ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明をさせていただきます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）135万6,000円の減は、交付金額の確定による減額です。

次に、102ページをお開きください。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金357万1,000円の減は、事務費繰入金の確定による減額です。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）172万9,000円の減は、現年度分繰入金の確定による減額です。

続いて、歳出です。主なものについて説明をさせていただきます。

104ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費12節委託料309万1,000円の減は、介護保険システム更新委託料の支出額の確定による減額です。

次に、105ページをご覧ください。

4 款地域支援事業 1 項介護予防・生活支援サービス事業 1 目サービス事業費18節負担金、補助及び交付金132万4,000円の減は、事業の支出額の確定による減額です。

4 款地域支援事業 2 項包括的支援事業費 1 目包括的事業費12節委託料164万8,000円の減は、包括的支援事業委託料の支出額の確定による減額となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第 4 号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、報告第 4 号専決処分の報告について、詳細説明をいたします。

報告書109ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は令和 6 年 3 月 29 日になります。

111ページをお開きください。

令和 5 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,302万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,496万1,000円とするものです。

続いて、114ページをお開きください。

歳入です。1 款 1 項 1 目特別徴収保険料83万8,000円の減。2 目普通徴収保険料1,140万6,000円の減。合計で1,224万4,000円の減額ですが、これにつきましては、現年度分保険料収入見込み及び滞納繰越分保険料の確定によるものです。

115ページになります。

歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費75万2,000円の減額ですが、通信運搬費等の額の確定によるものです。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金1,224万4,000円の減額ですが、保険料収入の減により、広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。報告第 1 号の令和 5 年度の一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

7 款商工費の 1 項商工費、52ページなんですけど、これの 3 目コミュニティプラザ管理費が出

ているんですが、この分について250万円ほど減額になっています。この減額になった理由を教えてくださいたいと思います。

次に、56ページ一番上のところなんですけれども、これは土木費の中の5目都市再生整備費、ここの中に町道船岡西7号線ほか実施設計委託料、これが480万円減額になっていますが、この減額になったというこの中身について教えてもらいたいと思います。

それと同じページの一番下のところなんです、9款の消防費、この中で2目の非常備消防費、これの報酬、消防団員報酬が226万円ほど減額になっています。この減額の理由について教えてくださいたいと思います。

最後に、58ページなんです、10款教育費の中の目は教育管理費、2目、その12節委託料、この中にALT英語指導助手の派遣委託料、これが75万円ほど減っているんですが、この理由について教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 4点ですね。（「4点です」の声あり）それぞれ答弁を求めます。最初に、商工観光課長。

○商工観光課長（天野 敬君） まず1点目です。報告書の52ページ、商工費の3目コミュニティプラザ管理費のコミュニティプラザ管理事業251万5,000円の減額の理由でございまして、その下の10節の需用費の光熱水費247万1,000円の減額が主な理由なんですけれども、こちらはJR船岡駅、槻木駅、両駅の電気料金なんですけれども、こちら的大幅な減額になったものでございまして、その理由としましては、令和5年度に槻木駅の全面的な照明器具のLED化を行いまして、その効果がこの電気料の減額につながったのだと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 2点目です。資料の56ページ。8款土木費、都市再生整備事業費の資料56ページの町道船岡西7号線ほか実施設計測量委託の減額についての理由なんです、こちらにつきましては入札結果による請差が大幅に大きかったために減額ということになります。

○議長（高橋たい子君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 3点目。9款2目1節の報酬の件でございまして、この報酬につきましては、年報酬と出勤報酬でございまして、年報酬のほうは予定どおりだったんですけれども、出勤報酬については令和4年度分の火災、水害が当初想定していたよりも少なかったとい

うことで、出勤報酬の減額ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 次に、「すみません」の声あり）補足ですか、はいどうぞ。

○危機管理監（太田健博君） すみません。ただいまの説明で、私令和5年度って言ったんですけども、令和4年度。（「4年度を5年度」の声あり）そうですね、5年度ということをお願いします。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。次に、教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 58ページ。10款1項2目の委託料、英語指導助手派遣業務委託料債務負担なんですけれども、こちらALTの小中学校に派遣しているALTの業務になりますが、当初こちらで予定したものと、契約したものととの確定額により減額したということになります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第1号から報告第4号までの4件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第10 報告第7号 専決処分の報告について（柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第11 報告第8号 専決処分の報告について（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告についてから日程第11、報告第8号専決処分の報告についてまで、以上4件について一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第5号から報告第8号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、報告第5号柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設及び土地に係る固定資産税の負担調整措置などであります。

報告第6号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税額の限度額及び国民健康保険税の軽減算定額の引上げについて変更するものであります。

報告第7号柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例が引用していた法律の別表を主務省令に規定する用語に変更するものです。

報告第8号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、条例が引用する法律の条が繰上げられたことによるものです。

以上、地方税法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項から第9項の規定により専決処分したので報告するものです。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号から報告第8号までの4件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第12 報告第9号 令和5年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第12、報告第9号令和5年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第9号令和5年度柴田町一般会計繰越明

許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和5年度柴田町一般会計予算のうち、令和6年度への繰越事業として既に議決いただいている事業の繰越明許繰越し計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、報告第9号令和5年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明いたします。

報告書169ページをお開きください。

今回報告する繰越事業につきましては、令和5年度の補正予算に繰越明許費補正として計上し、お認めいただいていたものでございます。計算書に記載のとおり、翌年度繰越額及びその財源が確定し、令和6年度に繰越しましたので報告いたします。

171ページから173ページにかけて計算書を調整しております。

173ページをご覧ください。

繰越事業費の翌年度繰越額は総額で6億4,970万4,000円です。財源については、既収入特定財源として、令和5年度中に収入した基金繰入金4,380万円、未収入特定財源として国県支出金3億4,646万3,000円、地方債7,720万円、一般財源1億8,224万1,000円を令和6年度に繰越しいたします。

別添の報告第9号関係資料をご覧ください。

23の事業ごとに繰越しの内容を記載しております。それぞれの繰越しの理由につきましては、令和5年度中に開催された議員全員協議会及び1月会議や3月会議におきまして説明しました。その後、各事業を推進してきましたが、これまで説明してきました理由のとおり、状況に変わりはありませんので、繰越し理由の説明につきましては省略させていただきます。

資料をご覧ください。

左から4つ目の欄に事業内容を簡潔に記載しました。その右隣の欄は、繰越事業の完了日、または完了予定日について記載しております。これらの繰越明許費につきましては、各担当課におきまして適切な執行に心がけ、事業を着実に推進してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。以上で報告第9号令和5年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終結いたします。

日程第13 報告第10号 令和5年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について

- 議長（高橋たい子君） 日程第13、報告第10号令和5年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号令和5年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和5年度柴田町下水道事業会計のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和6年度への繰越事業として繰越額の計画書を調整しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

- 上下水道課長（平間一行君） 報告書175ページをお開きください。

報告第10号令和5年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について説明いたします。

177ページをお開きください。

繰越計算書となります。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。令和6年度に繰り越した事業は、雨水管渠等整備事業、汚水管渠等整備事業の2事業となります。繰越事業費の翌年度繰越額は総額で2億6,066万9,000円となり、財源については企業債6,360万円、国庫補助金6,818万9,000円、他会計出資金2,335万7,000円、大河原町からの負担金1億452万3,000円、損益勘定留保資金等100万円を翌年度に繰越しいたします。

別添の報告第10号関係資料をご覧ください。

事業ごとに繰越しの内容を記載しております。繰越しの理由ですが、雨水管渠等整備事業の雨水管理総合計画策定委託料につきましては、年度半ば過ぎ10月末に国の交付金増額が認められたことにより委託内容の規模が増え、年度内完了が困難となりました。

次に、鷺沼4号雨水幹線実施設計委託料につきましては、年度後半に補正予算をお認めいただいてから事業着手しましたので年度内完了が難しく、翌年度に繰り越すものです。

次に、鷺沼排水区雨水幹線整備工事につきましては、電力柱、電話柱の支障物件に期間を要したため、年度内完了が困難となりました。なお、工事監理委託料、物件移転補償はこれらに伴うものです。

次に、汚水管渠等整備事業の西船迫地区ほか下水道管渠布設替工事につきましては、年度後半に補正予算をお認めいただいてから事業に着手しましたので年度内完了は難しく、翌年度に繰り越すものです。なお、繰越事業の完了日及び完了予定日については記載しているとおりで

す。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。以上で報告第10号令和5年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終結いたします。

日程第14 報告第11号 柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、報告第11号令和5年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第11号令和5年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和5年度柴田町一般会計予算のうち、避けがたい事故のため年度内に執行できなかった事業費を事故繰越したため、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、報告書179ページをお開きください。

報告第11号令和5年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。

今回報告するのは、令和4年度から5年度に繰越ししました事業のうち、年度内に完了できなかった事業1件です。

181ページをお開きください。

該当事業は、8款2項道路橋りょう費の狭あい道路整備促進事業です。事業内容は、町道槻木145号線の道路改良工事に伴う用地買収です。既に町は地権者である11人全員と用地売買契約を締結しており、うち6人に対しては令和5年度内に契約金額のとおりお支払いしました。しかし、残り5人の地権者に対しては、令和5年度内にお支払いできなかったものです。理由は、地権者との協議におきまして道路の線形が変更となり、各種手続に不測の日数を要したことが主な原因ですが、このほかにも地権者がお亡くなりになるなど避け難い事故があったためです。

表の真ん中、翌年度繰越額をご覧ください。

138万7,680円です。この金額が地権者5人への未払い分です。

次に、繰越額の財源ですが、未収入特定財源である国県支出金69万3,000円と一般財源69万4,680円となります。国県支出金は、国庫補助金である社会資本整備総合交付金です。なお、この事業は今月中に完了する見込みです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

ただいまの説明の中で、この一番右側に説明の欄があるんですけども、ここに線形が変更になりというふうにあるんですが、ということは官民境界線がずれたということかなと思うんですけども、2項道路とかその辺の中の道路の境界線について、官民境界線が私の経験上は全て確定しているとばかり思っていたんですけども、確定していない部分もこれからも出てくるということを意味しているのでしょうか。そこら辺の官民境界についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回の説明の理由で、地権者と協議で線形が変更となりということで、今回、議員ご質問のとおり2項道路ということで、4メートル未満のところを4メートルに拡幅するというような工事を実施しております。当初、その境界が確定していたかというようなご質問だったかと思いますが、確定はしておらず4メートルを確保するための測量を当初実施しておりまして、その境界のライン、そちらについて地権者のほうと再協議をして、再測量して線形が変わったというのが、こういった事故繰越につながった理由ということになります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第11号令和5年度柴田町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時40分再開といたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第15 議案第1号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証が発行できなくなることから、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、詳細説明をいたします。

今回の宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する関係法令等により、現行の被保険者証は本年12月2日から発行しないこととされたため、マイナ保険証によりオンライン資

格確認ができない方に対して資格確認書等を交付することになったことによるものです。

それでは、議案書は3ページから5ページとなりますが、5ページをお開きください。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。変更内容については、本日お配りしております、議案第1号関係資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

変更の部分ですが、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1は、規約第4条広域連合の処理に関する事務のうち、市町村が行う事務について規定しております。別表第1の第2項の現行「被保険者証及び資格証明書の引渡し」とあるのを、「資格確認書等の引渡し」及び第3項の現行「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」とあるのを、「資格確認書等の返還の受付」に変更するものです。なお、資格確認書とはマイナンバーカードにより、オンライン資格確認が行えない被保険者に対して交付する保険証と同じ情報が記載されたものです。保険証の更新につきましては、8月1日となっているため、本年度は通常どおり翌年7月末日までを有効期限とする保険証を交付し、資格確認書については12月2日以降、交付することとなります。

それでは議案書5ページにお戻りください。

附則第1項、施行期日です。この規約は、令和6年12月2日から施行となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第16 議案第2号 柴田町総合体育館条例

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第2号柴田町総合体育館条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号柴田町総合体育館条例についての提案理由を申し上げます。

本案は現在建設中の柴田町総合体育館が、令和6年12月1日に開館することに伴い、本施設の設置及び管理に関し条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） それでは、議案第2号柴田町総合体育館条例の詳細について説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

柴田町総合体育館条例第1条の趣旨についてです。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、柴田町総合体育館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

第2条の設置については、第1項で総合体育館の設置の目的、第2項で名称及び位置を明記しております。第3項では総合体育館の施設として、第1号に体育館、第2号以降に原っぱ広場、スポーツ広場、防災広場、附属施設と明記しております。この3つの広場は、総合体育館整備事業の企画提案で示された施設であり、また、指定管理者が体育館とともに管理することとするため、総合体育館の施設として条例に規定するものであります。附属施設につきましては、駐車場や駐輪場、防災倉庫となります。

第3条指定管理者による管理です。総合体育館は、指定管理者による運営を前提とした施設であることから、総合体育館の管理については行わせる規定と明文化しております。

続いて、第4条の指定管理者が行う業務の範囲です。第1号は体育館の使用に関する業務、第2号は体育館の利用料金に関する業務、第3号から第5号は総合体育館、全ての施設の維持管理、修繕及び生涯スポーツの推進などに関する業務を規定したものです。

第5条は指定管理者が行う管理の基準として、使用許可申請や利用料金の減免の基準、使用者の遵守事項など、管理の基準を規則で規定し、それらに従い総合体育館の管理を行うこととなります。

第6条使用時間についてです。第1項は体育館の使用時間を午前9時から午後9時までとし、第2項は3つの広場の使用時間を午前9時から午後5時まで、第3項では指定管理者が必要と認めるときは午前6時から午後11時までの時間内で、体育館及び3つの広場の使用時間を変更することができる規定としたものです。

第7条の休館日についてです。毎月の第4火曜日と12月28日から翌年1月4日までの日を総合体育館の休館日とし、第2項で指定管理者は必要があると認めるときは休館日の変更や臨時休館日を設けることができる規定としたものです。

第8条の使用許可についてです。使用許可が必要な施設は、第2条第3項第1項第1号の体育館のみとし、体育館を使用しようとする者は指定管理者の許可を受けなければならない。変更の場合も同様とする規定です。第2項では使用を許可しない場合、第3項では許可に条件をすることができる規定としたものです。

第9条の使用許可の取消し等についてです。虚偽や不正行為など、または指定管理者が体育館の管理の必要上やむを得ないと認めたときに、その使用の許可の取消しや停止をすることができる規定としたものです。

第10条の利用料金についてです。第1項で利用料金は指定管理者に支払うことを、第2項の利用料金は別表に定める額を上限額として指定管理者が定めることとし、第3項では指定管理者は利用料金について町長の承認を受けなければならない。第4項では利用料金は指定管理者の収入とする。第5項では特別な理由があるとき以外、利用料金の返還はしないことを規定したものです。第2項の利用料金の詳細につきましては、後ほど説明いたします。

続いて、第11条の利用料金の減免についてです。指定管理者は利用料金を減額し、または免除することができる規定としております。議案第2号関係資料の柴田町総合体育館規則第4条で、利用料金を減免する場合とその割合について規定し、詳細については関係資料4ページ、規則別表で定めております。利用料金の減免に関しては、一つに利用料金は指定管理者の収入減の1つであり、指定管理者の意向をできるだけ尊重すること。二つに受益者負担の原則と利用者側の負担について考慮すること。三つに他市町の減免状況も参考にした上で、総合的に判断したものであります。

続いて、条例第12条の使用者等の遵守事項についてです。体育館の使用者、入館者及び3つの広場などを使用する者は、関係資料2ページ、総合体育館規則第5条使用者等の遵守事項に定める項目について、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合を除くほか、遵守しなければならない規定であります。

第13条の損害賠償等についてです。使用者等の原因により、施設等を損傷、汚損または亡失したときは原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない規定とするものです。

第14条の委任についてです。その他、総合体育館の管理に関しては、必要な事項は規則で定める規定となっております。

附則です。附則第1項は、この条例は令和6年12月1日から施行すること。第2項は、柴田町体育施設条例の一部改正となっております。柴田町には柴田町体育施設条例が既にあり、本条例は含まないようにするための一部改正となっております。第3項は、この条例の施行の日前に指定管理者の指定の手續等の行為及び利用料金の承認並びにこれらに関する必要な行為について、この条例の施行の日前に行うことができる規定です。

次に、11ページ、条例第10条利用料金の別表についてです。

別表1は、施設の貸切り利用料金の上限額です。アリーナ半面、1時間当たりの額を区分ご

と、時間帯で上限額として定めております。

別表2は、施設の個人利用料金の上限額です。アリーナは時間帯ごと、トレーニング室は1回当たりの上限額として定めております。

別表3は、多目的室の利用料金の上限額です。区分ごとに1時間当たりの上限額を定めております。

別表4は、設備器具等の利用料金の上限額です。放送設備、電光得点表示システム、仮設ステージ及びフロアシートについて、区分ごと上限額を定めております。

別表5は、冷暖房設備利用料金の上限額です。区分ごと1時間当たりの利用料金の上限額を定めております。この別表1から5につきましては、いずれも町内の者が使用する場合の料金となります。

最後に、備考です。

備考(1)は施設の貸切り利用料金については、町内に住所を有する者の数が5人以上とすること。

備考(2)は入場料を徴収する場合に関する定義。

備考(3)、(4)は使用時間に関する定義。

備考(5)は使用時間の延長について、午前6時から午前9時までの時間内については午前9時から正午までの利用料金に10分の5を乗じて得た額を加算した額で、午後9時から午後11時までの時間内については午後6時から午後9時までの利用料金に10分の5を乗じて得た額を加算した額をそれぞれ上限とする。

備考(6)は障害者が使用する場合の利用料金については、指定管理者が定める利用料金の額に10分の5を乗じて得た額を加算した額をそれぞれ上限とする。

備考(7)は営利目的の場合は、指定管理者が定める利用料金の額に10分の4を乗じて得た額を加算した額とする規定となっております。

以上で、柴田町総合体育館条例について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(高橋たい子君) 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第17 議案第3号 柴田町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長(高橋たい子君) 日程第17、議案第3号柴田町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町情報公開条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、情報の公開を請求できる対象者や請求の手続に関する規定を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） それでは、議案書15ページ、議案第3号柴田町情報公開条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

この条例は、町民の知る権利を保障するため、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めたものです。

今回の改正は、情報公開の請求権者について、これまで町に住所を有する者、事務事業に利害関係を有する者等としていた規定を、「何人も」に改める改正となります。

これまでの情報公開にあっても、知る権利を保障するため、解釈できる範囲においてできる限り柔軟な対応を取ってきましたけれども、ふるさと納税など、より広範に町と関わる場合が出ており、これまでの取扱いの実情や情報公開に係る他市町の規定にも鑑み、改正することとしたものです。

条文の説明です。第5条は、情報公開の請求権者の定めについてです。改正前は、情報公開の請求権者を町に住所を有する者など、改正前、第5条1号から5号により規定しておりましたが、改正後は、何人も請求できるとしたものです。

第6条は、公開請求の手続の条項です。第1項1号は、引用文の改めです。改正前は、情報の公開を請求しようとしている時点、請求する前の時点においても請求者としていたものを、請求前と請求した後の立場を明確に表すこととした改正です。第2項では、請求書面に不備、確認すべき事項があった場合は補正を求めることで申請者に寄り添った対応を可能とする改正としています。

第7条は、改正後にただし書を加える改正です。情報公開の決定については、14日以内と規定しておりますが、改正後、第6条第2項の規定により、補正を求めた場合、補正に要した日数は当該期間に算入しないことを定める規定を加えたものです。

第32条は、第5条の改正に合わせて、改正前は、町民に公開すると限定していたものを、改

正後は、広く公表するとする改正になります。

附則です。この条例は公布の日から施行します。

説明は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第 18 議案第 4 号 柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第18、議案第4号柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本条例の根拠となる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用を除外する規定について改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） それでは、議案第4号柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例についての詳細についてご説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

まず、本条例の趣旨についてご説明いたします。本条例は、町の機関に係る行政手続等について書面等により行うことに加え、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、具体的には役場や町の施設などの町の機関などに出向くことなく、スマートフォンやタブレット、パソコンなどでインターネット回線を使ったオンラインによる申請の提出や許可証などの通知の受け取りができるようにするため、平成29年12月7日に制定され、平成30年1月1日より施行されました。その後は、令和5年9月会議において、町のDX推進計画の重点取組事項である行政手続のオンライン化、デジタル化を効率よくスピード感を持って推進するため、条例の名称と条項等について改正を行っております。

今回の条例改正の趣旨についてご説明いたします。本条例の上位法に当たる国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、略称といたしまして、デジタル手続法と言いますが、令和5年6月11日に一部改正、施行されております。このデジタル手続法改正の趣旨は、国におけるデジタル技術の進展等を踏まえた規制見直しの一環によるものです。これまで法令ではフロッピーディスクやコンパクトディスク、USBメモリーなどの電磁記録媒体を提出することとしている手続にはデジタル手続法が適用されていませんでしたが、令和5年6月の法改正により、デジタル手続法の適用範囲にフロッピーディスク等の記録媒体による手続にも拡大できることになりました。町のDX推進計画の重点取組事項である自治体フロントヤード改革の推進、なおフロントヤード改革とは住民と行政との接点である窓口の改革を指します。その1つとして、行政手続のオンライン化、デジタル化を推進するため、町においてもフロッピーディスク等の電磁記録媒体による手続が個別条例等に規定されているものについても、本条例の適用をもって当該個別条例を改正することなくオンラインでの手続が可能となるよう、本条例の関連する条項等について改正するものです。

今回改正する条項は、適用除外を規定する第8条のみとなります。

それでは、条文の改正内容と趣旨をご説明いたします。

初めに、第8条第1項です。改正前の「次」を改正後では「次の各号」に改め、改正前の「第3条から第6条までの」を改正後では「当該各号に定める」と改めます。改正後の第8条第1項において適用除外の範囲は改正前と変更はありませんが、改正前の第2号の規定内容を改正後では第2号及び第3号に分けて規定することにより、条文を改めます。

次に第8条第1項第1号です。改正前の「定めるもの」を改正後では「定めるもの第3条から第6条までの規定」に改めます。

申請等の記載事項の中に、対面により虚偽がないか確認する必要がある場合や処分通知の原本を事業所などに備付けなければならない場合などについては、オンラインでの手続が適当ではないため、本条例によるオンライン申請等については適用しないことを規定しています。

次に、第8条第1項第2号です。改正前の「手続等のうち当該手続等」を、改正後では「申請等及び処分通知等のうち当該申請等または処分通知等」に改めます。また、改正前の「その他の情報通信技術を利用する方法」を改正後では削除いたします。さらに、改正前の「第4条第1項、第5条第1項または第6条第1項」を、改正後では「または第4条第1項」に改めます。加えて、改正前の「除く）」を、改正後では「除く）第3条及び第4条の規定」と改めます。改正前と改正後ともに、個別条例等において既にオンラインでの申請手続等が規定されて

いるものについては、本条例を適用しないことを規定しております。また、改正前の第22号の規定では申請等及び処分通知等の手続において、その他の情報通信技術を利用する方法としてフロッピーディスク等の電磁記録媒体による方法が含まれていますが、オンラインでの申請や処分通知手続を行う際には支障となるため、改正後はこの規定を削除するものです。

次に、改正後の第8条第1項第3号は、今回の改正により、17ページから18ページにかけまして記載しているとおり、加える条文となります。行政情報の縦覧等及び作成等については、膨大なデータの記録先として電磁記録媒体を使用する場合が想定されております。本条例においても、縦覧等や作成等において電磁的記録によることを想定し、従来どおり情報通信技術を利用する方法の規定を継続するものです。

最後に附則です。この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第19 議案第5号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第6号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第5号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第6号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第5号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第6号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議案第5号の条例改正は、参酌すべき国の基準が改正されたことに伴い、用語等の整理のほか、施設の運営規程等の重要事項を施設に掲示する方法に加え、ホームページ等で閲覧できるようにしなければならない規定を追加するものです。

議案第6号の条例改正は、国の小規模保育事業所等における保育士及び保育従事者の配置基準が定められたので、これに準じて改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長補佐。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） それでは、まず議案第5号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

今回の改正は、参酌すべき国の基準が改正されたことに伴うものです。改正の内容は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととすること及び基準府令の規定における磁気ディスク及びCD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示せない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図ることが主なものです。

それでは、条文の説明をいたします。

初めに、第5条になります。ここでは、国の基準に合わせ、第5条の2項以降にある条文を、ほぼ同様の内容で議案書22ページの第53条に設けるものです。

続きまして、21ページをお開きください。

第6条になります。ここでは、利用の申込みに係る手続について、文言の整理を行うものです。

続きまして、第23条です。ここでは、先ほどご説明しました書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととすることについて定めるものです。

続きまして、22ページをお開きください。

第53条です。ここでは、先ほどご説明しました磁気ディスク及びCD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の整理を行うものです。

続きまして、附則です。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第6号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

今回の改正は、国の小規模保育事業所等における、満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の廃止基準の見直しに伴うものです。改正の内容は、保育士、保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童、おおむね20人につき1人以上を、15人につき1人以上に、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人以上を、25人につき1人以上と定めるものです。

それでは、条文の説明をいたします。

第29条になります。ここでは、小規模保育事業所A型について、さきにご説明した保育士、保育従事者の配置基準を定めるものです。

続きまして、第31条です。ここでは、小規模保育事業所B型について、さきにご説明した保育士、保育従事者の配置基準を定めるものです。

続きまして、28ページをお開きください。

第44条です。ここでは、保育所型事業所内保育事業所の職員について、さきにご説明した保育士、保育従事者の配置基準を定めるものです。

続きまして、第47条です。ここでは、小規模型事業所内保育事業所の職員について、さきにご説明した保育士、保育従事者の配置基準を定めるものです。

続きまして附則です。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第21 議案第7号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）

○議長（高橋たい子君） 日程第21、議案第7号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回取得する財産は、火災等の災害時において、町民の生命と財産を守るため、迅速に現場へ駆けつけ消防活動ができるよう、町消防団の小型消防ポンプ付軽積載車を購入するものです。

入札の結果、5月27日、トーハツ県南サービス株式会社と724万9,650円で物品購入の仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、議案第7号財産の取得につきまして説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

小型消防ポンプ付軽積載車1台を724万9,650円で購入するものです。入札の結果及び契約につきまして説明いたします。

議案第7号関係資料、財産取得契約案件資料の1ページをお開きください。

指名競争入札として、今回は記載のとおり5者を指名しました。

2ページをお開きください。

入札結果です。入札は5月24日金曜日に執行しました。指名した業者のうち、1者が入札を辞退し、4者による入札となりました。予定価格は消費税抜きで710万2,460円です。結果は、第1回目でトーハツ県南サービス株式会社が659万2,700円で落札しました。入札執行の翌週5月27日に消費税込み724万9,650円で仮契約を締結しております。

財政課からの説明は以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 続きまして、取得財産の詳細について補足説明をいたします。

議案第7号関係資料、財産取得契約案件資料の3ページをお開きください。

今回購入する小型消防ポンプ付軽積載車両については、町消防団に提供している軽積載車両の更新となります。今回の更新車両は、平成5年12月に配備した車両であり、登録から30年を経過するに当たり、計画的な車両更新を行うものです。購入する車両につきましては、車両の仕様のとおりでございますが、以前は軽トラックに消防ポンプ及び艀装品等を取りつける仕様で、乗員4名のうち2名は後部荷台に改造した座席に同乗していましたが、令和以降はデッキ版タイプの車両を購入し、4名全員が室内乗車できる車両を採用しております。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第22 議案第8号 和解について

○議長（高橋たい子君） 日程第22、議案第8号和解についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号和解についての提案理由を申し上げます。

柴田町障害児通園施設むつみ学園の児童発達支援事業等に係る平成30年度から令和4年度までの委託契約において判明した消費税の過払いに関し、受託者と和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長補佐、お願いします。

○子ども家庭課長補佐（デア真理君） それでは、議案第8号和解について補足説明をいたします。

議案書31ページをお開きください。

和解の相手方は株式会社アスム療育・研修センターです。事案の概要につきましては、令和6年2月13日の議員全員協議会におきまして情報提供いたしました、むつみ学園運営委託料に係る消費税過誤払いの件です。平成30年度から令和4年度までの委託契約における消費税の過払いに関し和解しようとするものです。

和解の内容です。和解の相手方は、町に対し返還金として688万2,100円を支払うものです。この経緯ですが、町は令和6年1月25日に既に支払っている消費税全額の1,031万5,059円を相手方に請求したところ、相手方から税務署から還付される688万2,100円を返還すると申出がありました。返還不足については、当該契約について町にも瑕疵があること、また、債権回収の可能性や今後の事業運営への影響を考慮する必要があることから、請求権を放棄し和解をするものです。このような誤りを繰り返さないよう、委託契約の事務手続においては細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第23 議案第9号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

日程第24 議案第10号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第25 議案第11号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第23、議案第9号令和6年度柴田町一般会計補正予算、日程第24、議案第10号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第25、議案第11号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第9号令和6年度柴田町一般会計補正予算から議案第11号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算までの提案理由を申し上げます。

議案第9号につきましては、歳出では、（仮称）船岡児童館整備事業及び高齢者定期予防接種委託料などに要する経費を計上し、歳入では、国県支出金、寄附金、繰入金などの補正を行うものです。あわせて、地方債の追加を行います。

歳入歳出それぞれ3億147万9,000円を増額し、補正後の予算総額は143億292万9,000円となります。

議案第10号につきましては、歳出では、国民健康保険運営事務に要する経費を計上し、歳入では、歳出の財源である国庫補助金を補正するものです。

歳入歳出それぞれ530万8,000円を増額し、補正後の予算総額は39億126万8,000円となります。

議案第11号につきましては、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金に係る収入のみを補正するものです。収益的収入を312万5,000円を増額し、補正後の予算総額は13億445万6,000円となります。収益的支出並びに資本的収入及び支出の補正はありません。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

失礼しました。第11号議案補正後の予算総額13億445万5,000円が正しい数字でございます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第9号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

議案書33ページをお開きください。

議案第9号令和6年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、地方債の追加を行うものです。

37ページをお開きください。

第2表地方債補正で追加1件です。防災安全社会資本整備事業費は、歳出の土木費における道路新設改良費の財源として2,370万円を起債の限度額として追加計上するものです。

39ページをお開きください。

歳入です。主なものについてご説明いたします。

16款2項1目総務費国庫補助金4,579万5,000円の増ですが、主にデジタル田園都市国家構想交付金として4,403万5,000円が交付されるためです。

その下、2目民生費国庫補助金6,817万4,000円の増は、子ども・子育て支援施設整備交付金を計上したもので、(仮称)船岡児童館整備事業に対するの補助金です。

次に、5目土木費国庫補助金3,330万3,000円の増は、主に防災安全社会資本整備交付金が交付されるためです。歳出の土木費における道路新設改良費に充当します。

17款2項2目民生費県補助金1,704万3,000円の増は、民生費国庫補助金と同様に(仮称)船岡児童館整備事業に対するの補助金です。

40ページをお開きください。

19款1項寄附金です。民生費寄附金から教育費寄附金まで合計で180万円を計上しております。寄附者は、町外の企業1社から80万円、町内の企業1社から100万円を寄附していただくものです。まず、80万円については、桜保全活動のためにいただくものです。100万円については、町内企業である寄附者から子どもたちの健全育成のため及び桜のまちづくりのために使っていただきたいという意向でした。歳入では、児童福祉費寄附金、公園緑地費寄附金、小学校管理費寄附金としてそれぞれ計上し、今回の歳出予算において備品購入費や植栽費用に充当するものです。

20款1項2目基金繰入金5,776万7,000円の増は、財政調整基金から1,576万7,000円を、さくら基金から100万円を、ふるさと柴田応援基金から4,100万円を補正財源として繰り入れるものです。これにより、財政調整基金の残高は約12億400万円。さくら基金の残高は約100万円となり、ふるさと柴田応援基金の残高は約6億4,500万円を見込んでおります。

22款4項2目雑入におきまして、5,046万4,000円を増額しております。説明欄をご覧ください。一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金400万円は、歳出の2款まちづくり推進費に計上しております行政区第2区及び11B区に対する町補助金に充当するものです。両行政区が集会所の机などの備品を購入します。その下、むつみ学園運営事業委託返還金688万2,000円は、本会議における議案第8号の和解の件でございます。和解の内容のとおり、相手方からの返還金を計上したものです。その下、新型コロナウイルスワクチン接種助成金3,958

万2,000円は、歳出の4款衛生費に計上しております予防接種事業に充当するものです。

42ページをお開きください。

歳出です。主なものについて説明いたします。

2款1項1目一般管理費52万9,000円の増は、令和6年能登半島地震応援事業として職員の派遣に要する費用を計上するものです。

43ページをお開きください。

上の表です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費440万円の増は、国が進めている自治体システムの標準化のため、住民基本台帳ネットワークシステムの改修費用264万円を計上したためです。また、来年、改正戸籍法が施行されることにより、戸籍電算処理システムの改修費用176万円を計上しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費におきまして、1億813万7,000円を増額しております。これは旧第一幼稚園を改修し（仮称）船岡児童館を整備するものですが、工事監理委託料として427万9,000円。工事請負費として1億385万8,000円を計上したことによるものです。工事の内容ですが、今年1月22日の議員全員協議会でご説明した内容から、レイアウトの変更はございません。

表の特定財源の欄をご覧ください。国県支出金8,521万7,000円の内訳ですが、国庫補助金が6,817万4,000円、県補助金が1,704万3,000円です。国の制度として補助対象事業費のうち、町が負担する分は6分の1でございます。その他の特定財源2,200万円を計上しておりますが、これはふるさと柴田応援基金繰入金です。

今後の整備スケジュール予定ですが、補正予算お認めいただきましたら契約業者指名委員会の開催など入札関係業務を開始します。8月には入札を執行し、9月までには落札者と契約を締結します。工事は来年3月中の竣工を目指します。この間、国や県に対し補助金である子ども・子育て支援施設整備交付金の申請の手続、また（仮称）船岡児童館の開設に向けた条例改正の作業を進めてまいります。

その下、5項保育所費17節備品購入費48万4,000円を計上しておりますが、説明欄をご覧ください。薬品保管用スチール引き戸書庫を購入します。

次のページ44ページをお開きください。

薬品保管用冷蔵庫も購入しますが、これらは船岡保育所において子どもたちの虫歯予防としてフッ化物を塗布する事業を開始するため必要となる備品を購入するものです。

次に、一番下、7項障害児通園事業費506万6,000円の増は、歳入で説明しましたむつみ学園

運営事業委託返還金のうち、むつみ学園運営のための負担金を本町に納めていただいている自治体1市3町に対して返還する費用を計上したものです。

次のページ、45ページをお開きください。

4款1項6目保健指導費240万円の増は、不妊検査費及び不妊治療費の助成金を計上したものです。この事業は、宮城県が少子化対策として創設したもので、全県的な取組となります。財源は全額県からの補助金です。

その下、7目予防費5,943万1,000円の増ですが、これは主に高齢者定期予防接種委託料の増によるものです。事業内容は、65歳以上の高齢者が新型コロナウイルスワクチンを接種する際、その自己負担分について4,000円を町が負担するものです。接種費用は1人当たり1万5,300円かかります。そのうち、国が8,300円を負担します。残りの7,000円が本来町民の自己負担額となりますが、町が4,000円を負担することによって、町民の自己負担額は3,000円となります。今回計上しました医師会への予防接種委託料は、65歳以上の方の4割4,769人分と見込み、接種費用である1万5,300円から町民の自己負担額となる3,000円を控除した1人当たりの単価1万2,300円を乗じて算定しております。

表の特定財源の欄をご覧ください。その他特定財源として5,858万2,000円を計上しています。内訳は、歳入でご説明しました諸収入3,958万2,000円と、ふるさと柴田応援基金繰入金1,900万円です。国が1人当たり8,300円を負担しますが、実際のお金は国の基金管理団体である一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターという団体から町に助成されます。

その下、18節負担金、補助及び交付金において49万7,000円を計上しております。これは予防接種健康被害救済制度給付金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種によるものと認定された方1名分の給付金でございます。この給付金の全額に対して国庫負担金が交付されます。

次のページ、46ページをお開きください。

真ん中の表です。4款3項1目上水道施設費312万5,000円の増は、5月8日の議員全員協議会におきまして情報提供しましたデジタル田園都市国家構想交付金事業として実施する衛星を活用した漏水調査事業に要する経費を計上したものです。事業は、上下水道課水道企業会計で実施しますので、一般会計から補助金として支出するものです。

その下、6款1項農業費、次のページ47ページをお開きください。

3目農業振興費4,091万円の増は、同じくデジタル田園都市国家構想交付金事業として実施するスマート農業機械実装拡大支援事業補助に要する経費を計上したものです。

次に、8款1項1目土木総務費220万円の増は、木造住宅耐震改修工事助成事業の助成枠の

追加によるものです。特定財源として国庫補助金の防災安全社会資本整備交付金100万円、県補助金の宮城木造住宅耐震診断助成事業補助金50万円、合わせて150万円を充当します。

その下の表、同じく2項3目道路新設改良費6,124万3,000円の増は、5月8日の議員全員協議会におきまして情報提供しました町道四日市場1号線ほか2路線道路改良事業の実施によるものです。特定財源として、防災安全社会資本整備交付金及び地方債を充当します。

49ページ以降の給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回、人件費及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第10号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書55ページをお開きください。

議案第10号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億126万8,000円とするものです。

58ページをお開きください。

歳入の3款1項2目社会保障税番号制度システム整備費補助金530万8,000円。

59ページ。

歳出の1款1項1目一般管理費需用費の11万円及び委託料の519万8,000円の増額ですが、これは令和6年12月2日以降、マイナンバーと健康保険証の一体化により、現行の被保険者証が廃止されることから、周知のためのチラシの印刷代とシステムを改修するための委託料です。歳入は、その財源となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第11号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、議案第11号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書61ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、収益的収入の増額補正を行うものです。

第2条です。令和6年度柴田町水道事業会計予算、第3条の収益的収入についての補正です。

第1款水道事業収益の既決予定額に312万5,000円増額し、補正後の額を13億445万5,000円と

するものです。

67ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。1款2項2目1節他会計補助金312万5,000円の増につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金、衛星を活用した漏水調査事業が認められたことから補正を行うものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件3件に対する質疑は後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月10日

議長 高橋 たい子

署名議員 13番 大坂 三 男

署名議員 14番 佐々木 裕 子